Information

=

線

市役所への お問い合わせ先

- ■西条市庁舎 TEL 0897 — 56 — 5151
- ■東予総合支所 TEL0898 — 64 — 2700
- ■丹原総合支所 TEL0898-68-7300
- ■小松総合支所 TEL0898-72-2111

31 日

促状の発送

18 日

市県民税第1期分の

7月の市税ごよみ

お知らせ

住宅の固定資産税を減額し 熱損失防止改修工事をした

工事を行い、 申告によって固定 次の要件を満た (賃貸住宅を除

平成22年3月31日の間に一定 資産税が減額されます。 す住宅は、 の熱損失防止(省エネ)改修 く) で、平成20年4月1日~ 所在する住宅

①~④の工事のうち、 要件 む工事を行うこと。 用が30万円以上であり、 改修工事に要する費 ①を含 次の

平成20年1月1日以前から

■申告方法

内に、 告してください。 収書の写しなどを添付して申 明書、工事に要した費用の領

分を一括して納めることで、

申告先

○市庁舎本館資産税課 資産税係

③天井の断熱改修工事 ②床の断熱改修工事 ①窓の改修工事

④壁の断熱改修工 ※外気等と接するもの に限ります。 の工事

※口座振替ご利用の方は、

期限日の残高にご注意くだ

さい。

きます。

適用範囲

おまで (併用住宅の店舗・事 務所部分などは除く) 住宅1戸当たり120平方

減額の割合

3分の1を減額します。 適用範囲に相当する税額の

|減額される期間 改修が行われた翌年度分

改修工事後、原則3カ月以 熱損失防止改修工事証

報奨金が交付されます。 分を一括して納めると、 すが、納期が到来していない 年4回の納期に分けて納めま 前納

せんので、ご注意ください。 前納報奨金制度が適用されま なお、 国民健康保険税には

手続きの方法

すでに送付している各期の

○市庁舎本館納税課

1 3 6

問合せ

固定資産税・市県民税 前納報奨金制度をご利用く

固定資産税と市県民税は、

の交付が受けられます。 定の率に応じた前納報奨金

2期の納期までに第2~4期 間近の納期で例えると、第 を記入して、市役所担当課へ ○前納報奨金を受けようとす り込みます。 が前納報奨金を預金口座へ振 提出してください。後日、 口座振込依頼書」に必要事項 にある「前納報奨金請求書兼 市役所担当課または金融機関 納付書で全期分を納めた後、 ■手続きに必要なもの る税金の領収書

市

市長の資産等を公開します

税務係

○印鑑

○振込先の預金口座が確認 きるもの (通帳など)

で

市庁舎本館3階総務課内

問合せ

市庁舎本館総務課

文書法制

等補充報告書などの閲覧を6

月30日側から行っています。

閲覧場所

条例」に規定する市長の資産

市長の資産等の公開に関する

政治倫理の確立のため

西条市農業委員会委員選挙 7月6日(日)投票 7月23日に任期が満了する農業委員会の「選挙によ

※督促状1通につき100

の督促料と延滞金をいただ

納期限

固定資産税第2期分の 国民健康保険税第1期

る委員」の一般選挙の期日が決まりました。



■選挙の日程

7月6日(日) 投票・開票

※この選挙は、平成20年3月 31日に確定の西条市農業委 員会委員選挙人名簿に登録 されている方でなければ、 選挙権がありません。

市庁舎別館3階

西条市選挙管理委員会 TEL0897-52-1263